

中東情勢を踏まえた現場実態に即したきめ細かな対策を求める意見書（案）

中東情勢の影響により、原油輸入の大部分を同地域に依存する我が国においては、燃料油のみならず、石油由来原材料、とりわけナフサを起点とする石油化学製品の供給不安が顕在化している。米国・イラン間で戦闘終結の合意がされたものの、当該地域における地政学的リスクは依然として高く、海上輸送路の安全確保や原油・ナフサ供給の安定性に対する懸念は払拭されていない。

国においては、国家備蓄や代替調達の確保等により、「ナフサは必要量が確保されている」旨の説明が繰り返されている。しかしながら、実際の現場においては、塗料、シンナー、接着剤、包装材、医療資材などにおいて調達困難や納期遅延、受注停止などが相次いでおり、政府の説明と事業者の実感との間に明らかな乖離が生じている。

特にナフサについては、総量としての在庫は確保されているものの、供給網の各段階における情報不足や取引慣行、不安心理による過剰発注等が重なり、「流通の目詰まり」が発生していると指摘されている。

また、ナフサ分解により得られる副産物（塗料や溶剤等の原料）については供給不足が生じやすく、特定分野での深刻な不足を招いているとの分析もある。

本県においても、中小企業を中心に、「必要な資材が入らない」「見積りができない」「工事や生産を止めざるを得ない」など、事業継続に直結する深刻な影響が現れており、地域経済の基盤を揺るがしかねない状況にある。

よって、国においては、現場の実態を的確に踏まえ、次の事項について速やかに対策を講じるよう強く求める。

- 1 燃料油およびナフサ等石油由来原材料の国内サプライチェーンについて、単に総量の需給を把握するのみならず、業種別・製品別・地域別の供給実態や滞留状況を精緻に把握し、供給の偏在や「目詰まり」の解消に向けた実効性ある対策を講じること。
- 2 地方の事情を鑑み、エネルギーおよび原材料価格の高騰に対し、事業者の負担軽減や資金繰り支援、円滑な価格転嫁を促進するための支援策を講じるとともに、単なる価格対策にとどまらない総合的支援を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

福 井 県 議 会